

さいたま市告示第411号

さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運営業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運営業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 株式会社エコパークさいたま
- (2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市桜区新開4-2-1

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年2月9日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- (1) 余熱体験施設使用料
- (2) 一般廃棄物処理手数料

7 連絡先

- (1)担当 さいたま市役所環境局施設部環境施設管理課管理係
- (2)電話 048(829)1342